信濃の介護保険

発行：長野県国民健康保険団体連合会　介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143−8 自治会館内
TEL：026−238−1555（直通）
TEL：026−238−1580（苦情専用）
TEL：026−238−1583（障害者総合支援専用）
FAX：026−238−1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：https://www.kokuho-nagano.or.jp/

1　新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会を、下表のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所におかれても、担当者が代わられた場合等は、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項についての説明、県介護支援課等からは新規指定事業者向けの説明を行います。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

なお、参加を希望される事業者は資料等を事前に送付しますので、開催日の 1 週間前までに「事業所番号、事業所名、参加者名」を記載した用紙でＦＡＸ（026-238-1581）にてお申込ください。

開催日	開催場所	時間
令和７年8月25日（月）	Web 会議システム（Webex）による	午後 1 時 30 分～4 時 30 分
令和７年9月30日（火）	Web 会議システム（Webex）による	午後 1 時 30 分～4 時 30 分

2　介護給付費の給付内容（縦覧審査）の確認について

本会では、保険者より委託を受け請求事業所ごとに単月の介護給付費等明細書単位で審査を行うだけでなく、複数月の明細書における算定回数やサービス間及び事業所間の給付内容を確認し、提供されたサービスの整合性についての点検、縦覧審査も行っています。

この縦覧審査の結果、給付内容について事業所に確認したい項目があった場合に、該当の事業所宛てに『介護給付費の給付内容（縦覧審査）の確認について（依頼）』（依頼書）とともに『介護給付費縦覧審査確認表』等を月初に郵送しています。複数月及び複数事業所間での給付内容の点検を行っているため、過去５か月ほど遡ったサービス月の明細書等の給付内容を照会させていただいています。

お手元に届いた依頼書と帳票の内容をご確認のうえ、期日までに必ず回答を返信してくださいますようお願いいたします。返信は FAX でも可能ですが、氏名を黒塗りする等個人情報の取り扱いに注意していただき、FAX 送信先に誤りのないようにしてください。

なお、「過誤する」と回答があった場合は、本会で依頼書に記載の月で過誤申請処理を行いますので、**事業所から保険者への過誤申請は不要です。**過誤した明細書を**再請求する場合は、依頼書に記載の過誤申請処理月以降に行ってください。**過誤申請処理月より早く再請求を行うと、重複により返戻になってしまいます。

本会で過誤申請処理を行った翌月に「介護給付費過誤決定通知書」に過誤した明細書の内容が掲載されますので、ご確認ください。

なお、本会ホームページに各種帳票等の見方、対応方法等を掲載しておりますので、併せてご確認ください。

掲載場所：本会ホームページ＞介護事業所等のみなさまへ

＞介護給付費請求の適正化に伴う点検業務（縦覧点検）

３　介護給付費等請求明細書の「希望返戻」及び「過誤調整」について

希望返戻及び過誤調整について、給付管理票は対象外です。給付管理票の修正が必要な場合は、「修正」で提出してください。

◆◆　希望返戻　◆◆

介護給付費等明細書を本会に提出後、内容に誤りを発見した場合、本会へ希望返戻の申請をすることにより請求を取下げ、誤った内容で介護報酬の支払いを受けることを事前に防ぐことができます。

本会への希望返戻が可能な明細書は、**当月請求分及び前月保留分の県内被保険者分明細書のみ**です。

【希望返戻の流れ】

① 本会ホームページから「希望返戻（取下げ依頼）申請書」を取得し、必要事項を記載します。
（エクセル形式のため、ダウンロードし必要事項を入力し、保存しておくことができます。）
掲載場所：本会ホームページ＞様式ダウンロード＞介護事業所等＞各種届出様式
＞希望返戻（取下げ依頼）申請書

② 本会へ、毎月20日必着で希望返戻申請書を提出します。（FAX、郵送どちらでも可）
（処理日程の関係上締切日が20日より前になることがあります。その場合は本通知でお知らせします。）

③ 希望返戻申請書の提出月の翌月の「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」に**事由「E」、内容「審査委員会の判定により却下」で返戻**として該当明細書が掲載されたことを確認します。

◆◆　過誤調整　◆◆

既に介護報酬の支払いを受けている介護給付費等明細書の内容に誤りを発見した場合、過誤調整により誤った明細書を取り下げ、正しい明細書を再請求することができます。過誤調整をすると、既に支払いを受けた介護報酬を本会を通じて保険者に返還することになります。介護報酬の金額調整方法が異なる２種類の過誤から、事業所の都合に合わせてどちらかを選択してください。

種類	介護報酬の金額調整方法
通常過誤	処理月の支払額から取り下げた請求明細書分の介護報酬額を差し引く （取り下げた介護報酬額が処理月の支払額を超過した場合は、差額を返還していただく必要があります）
同月過誤	処理月の支払金額から取り下げた請求明細書分の介護報酬額と再請求分の介護報酬額の差額を差し引く

【過誤調整の流れ】

保険者により過誤申請受付の締切日が異なります。また、過誤の種類により再請求をする月が異なります。申請の際にご確認ください。

① 事業所から該当被保険者の保険者へ、過誤の申請をします。

② 通常過誤は、保険者が過誤調整処理を行った翌月１０日までに本会に再請求します。
同月過誤は、保険者が過誤調整処理を行った同月１０日までに本会に再請求します。

③ 保険者が過誤調整処理を行った翌月の「介護給付費過誤決定通知書」に該当明細書が掲載されたことを確認します。

令和７年８月審査分の支払日は９月２９日（月）、令和７年９月審査分の締め切りは９月10日（水）です。
８月審査分の返戻通知等の送信日は９月１日（月）、発送日は９月２日（火）を予定しております。